

〈史料紹介〉

千秋文庫所蔵古文書

新田 英 治

東京九段にある千秋文庫は、秋田県立秋田図書館とならんで秋田藩・佐竹家に関する史料をもっとも多く所蔵している文庫である。にもかゝらず、最近まで殆んど世間に知られていなかった。例えば、昭和三十六年、東京大学史料編纂所が『梅津政景日記』(七)を刊行しようとしたとき、その冊に収録されるべき同日記巻十六下の原本の所在をつきとめることができず(残りはすべて秋田県立秋田図書館所蔵)、止むを得ず、史料編纂所架蔵の佐竹義春氏旧蔵原本の影写本を底本に用いたことがあったが、その原本は、千秋文庫に所蔵されていたのである。

本稿では、これまであまり知られていなかったと思われる千秋文庫所蔵の古文書について若干の紹介をおこないたいと思う。千秋文庫そのものについては、こゝで詳細に紹介する余裕はないが、現理事長小林成子氏の談によれば、佐竹家の家令であった先代故小林昌治氏が昭和十七年に佐竹家第三十四代義春氏から佐竹家伝来の古文書・古記録・絵図等々の膨大な史料類を譲りうけ、太平洋戦争下の困難な情況の下でその保管に苦勞された末、昭和五十六年、佐竹邸の跡地に開設されたのが千秋文庫であるという。千秋文庫の名は、秋田城(久保田城)跡一帯の千秋公園からとつ

たものである。

この千秋文庫所蔵の古文書であるが、小林昌治氏が佐竹義春氏から譲りうけたとき一点一点ばらばらであったのを、小林氏が現状のように折帖(四帖)に仕立てられたとのことである。そしてその目録が、平成元年三月、同文庫の筒井敬三氏によって作成、刊行された。それによると、四二二点の古文書が収められている。

ところで、これらの古文書には、その端や端裏に、例えば「義篤公御書 横手士石井弥右衛門差上」とか「内藤左馬助政長書 東家人木内助左衛門献」などと朱書されていて、家臣から差し出されたものが殆んどであることが知られ、それらには整理のためであろうが、三十八などと番号が記された小さな貼紙が端や端裏に付けられて、そのまゝ残っているものも多い。これらは、秋田藩で修史事業をおこなったとき家臣から提出させ、整理した際に付けられたものである。

秋田藩で修史事業がはじめられたのは三代藩主義処のときで、義処は元禄九年十月、家臣を旧領常陸に遣わして佐竹氏の旧記を求めさせ、ついで十二月、家中藩士に命じて家蔵の系図・古文書・古記録を提出させた。そして翌十年七月、岡本又太郎元朝を文書改奉行に任命し、大和田・中村両名をこれに付属させて蒐集文書の臨写と佐竹家譜・諸士系譜および家蔵文書の編纂にあたらせたが、さらに明和年中・文化年中に古文書・古記録の追加蒐集をおこない、こうして蒐集・臨写された古文書が御文書六冊、天英公御書三冊、鑑照公御書二冊、家蔵文書四十余冊、同文化新出文書二十余冊などに編纂されたという(『国史大辞典』(吉川弘文館)第一巻所収、山口啓二氏執筆「秋田藩採集文書」)。

ところで、こうして蒐集された古文書を佐竹家から譲りうけた小林昌治氏が折帖に仕立てられたのであるが、千秋文庫には、これとは別に、古文書を書写して六冊の冊子(別に目録が一冊)に仕立てられたものが架蔵されており、それには「御文書」という題簽が付けられている。右の山口啓二氏執筆「秋田藩採集文書」の記述中に見える御文書六

冊というのが、これにあたる。そして、そこに収載された文書にも、端の部分に「北条左京大夫平氏康書 高柿新兵衛差上之」などと記されていて、家臣から差し出された文書を書写したものであることが示されているが、これらの文書の中には、「此本書、右同人ニ被返下之」などと注記されているものがあって、それらは書写した後、所蔵者のもとに返却されたことが知られる。

さきに述べた折帖仕立ての古文書は、元禄から文化にかけて家臣たちから差し出され、何らかの理由によって返却されないまま、佐竹家に伝来された後、千秋文庫に譲渡されたものであろうが、家臣のもとから集められた古文書の中には、『御文書』に収載されたもの、収載されなかったもの、もとの所有者に返却されたもの、返却されずにそのまま佐竹家に留め置かれたものなど、さまざまな場合があったらしい。

その中、『御文書』として六冊(目録ともに七冊)にまとめられた写本が、明治二十六年七月に影写されて現在東京大学史料編纂所に架蔵されている。『佐竹文書』というタイトルで、十冊に分冊されている影写本がこれである。『国史大辞典』(吉川弘文館)第六巻の「佐竹文書」(今井雅晴氏執筆)の項に、秋田県立秋田図書館が所蔵する「御文書」六冊は、藩主佐竹家蔵文書の臨写本で、東京大学史料編纂所架蔵の『佐竹文書』は、その原本からの影写本であると書かれているが、史料編纂所架蔵の『佐竹文書』は、昭和八年に影写して『佐竹文書十』に追加含綴された数点を除いて、原本からの影写ではなく、写本である『御文書』を影写したものである。また、『御文書』六冊が秋田県立秋田図書館に所蔵されているというのも、恐らく執筆者の勘違いであって、千秋文庫に所蔵されていることは、さきに述べた通りである。

さて、さきに述べたように、千秋文庫所蔵の古文書は、家臣のもとから差し出されたまま返却されずに伝来され、佐竹家から小林昌治氏に譲られた後、折帖に仕立てられたもので、『御文書』は、それらの古文書を佐竹家(秋田藩)

において書写したものであるが、両者の間には少なからぬ出入りが見られる。すなわち、『御文書』は、蒐集された古文書をすべて書写・収載したわけではないから、折帖に仕立てられた古文書の中にあつて『御文書』に入っていないものもあれば、『御文書』に収載された後、もとの所有者に返却されたものもあるから、『御文書』に入っているけれども、現在千秋文庫所蔵の古文書の中にはないものもある。そこで両者の関係を示すため、千秋文庫の『佐竹文書目録』をもとにして作成した両者の対照表を本稿の末尾に掲載しておく。

この表で、千秋文庫所蔵古文書の「1天正十八年七月日 豊臣秀吉禁制」の下に、「119」とあるのは、上段の豊臣秀吉禁制が書写されて『御文書』第一冊の九番目に収められていることを示しており、下段が空欄になっているのは、現在千秋文庫に収蔵されているけれども『御文書』には入っていないものである。逆に、『御文書』収載の文書が千秋文庫現蔵古文書の何号文書にあたるか、あるいはその中に存在しないかを示す対照表も一応用意はしたけれども、紙数の都合で省略し、以下、千秋文庫所蔵の古文書について、いくつかの点を指摘して稿を終えることとする。

(一)『御文書』に収載された文書は、史料編纂所で影写し、『佐竹文書』の名で架蔵されているので、その内容はすでに知られている。しかし、折帖に仕立てられた古文書は、これまで公開されたことがなかったため、殆んど世間の目にふれることがなかった。これによって新たに知られる事実もいくつかあると思われる。例えば、慶長十四年五月三日、徳川家康は諸国に令して、灰吹銀および筋金吹分を禁じており、『大日本史料』は、これに関する史料として『上杉編年文書』をあげているが、千秋文庫所蔵古文書の中にもこれと同文で佐竹義宣に充てられた文書があることが知られる(『目録』三二九号)。

(二)しかし、『御文書』には収載されていなくても、家臣から提出された古文書は家譜編纂のために用いられて、そこに掲載されている場合がしばしばあり、それによって知られてきた古文書もある。二、三の例をあげれば、

32慶長七年七月廿七日徳川家康知行充行状案

188(元和八年)十一月廿一日土井利勝書状

393(元和元年)正月十二日屋代秀正書状

などは、『義宣家譜』に引用されたことによつて知られてきた古文書であるといえる。

しかし、この場合注意しなければならないことは、家譜に引用する際、影写などと違つて、必ずしも正確に書写しているとは限らないことである。一例を示せば、『義宣家譜九』に引用されている十一月廿一日付土井利勝書状は、

尊書拝見忝奉存候、仍去月廿五日、至御在所被成御着之由、得其意珍重ニ奉存候、随而今度乍例御仕合残所無御座、御暇、其上御居城之近所油利領之内百三段ト申所御引替候而被進、重々忝思召之旨被仰下之趣、何モ達上聞候処、御機嫌共に御座候、然者、爰許長々被為成御逗留候処、致何角与存程御馳走モ不申上、所存之外御座候、将亦若大鷹六居被為成御進上候、一段御機嫌ニ御座候而、被成御内書候、先書ニモ如申上候、於其元可被成御仕之旨被仰出、右之内被返進候、委細者從島次兵可被申上候、恐惶謹言、

十一月廿一日

土井大炊頭

義宣様

利勝花押
アリ

貴報

其端書ニ曰ク

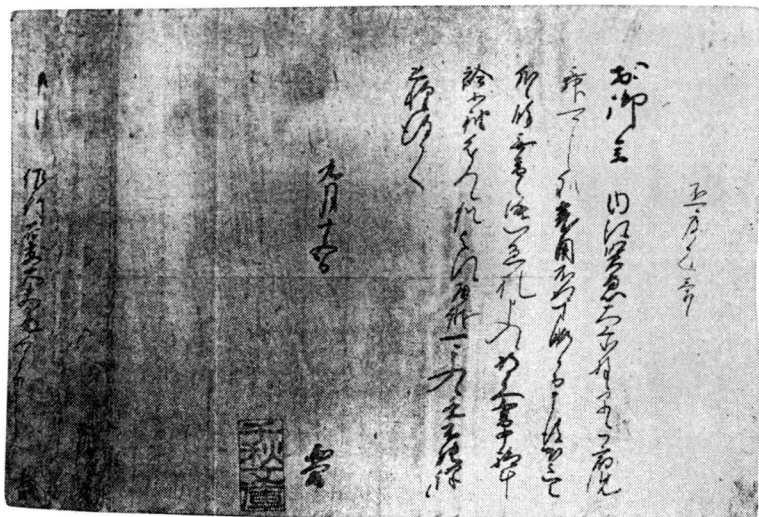
猶以、蛙之塩引三拾尺・同鮎式桶被下置候、誠遠路被為入御念之段、忝奉存候、以上、

となつてゐる。これは『大日本史料』第十二編之四十九、元和八年十月五日条にも引用されているが、『大日本史料』

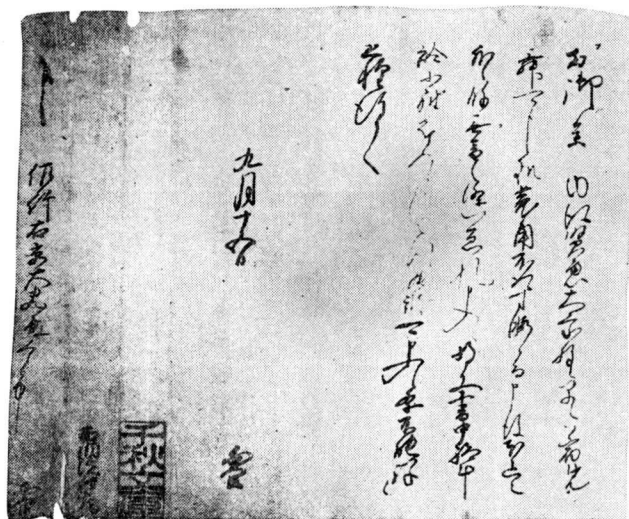
第十二編の編纂者は、右の文書で、土井大炊頭となつてゐるのに不審を抱き、「土井大炊頭^(マ)」と傍註を施している。編纂担当者の高木昭作氏の教示によれば、利勝は元和九年六月、秀忠の参内に供奉したときに大炊頭に昇任している筈で、元和八年で大炊頭というのはおかしい、という理由からだそうである。そこで千秋文庫所蔵の188号文書土井利勝書状を見ると、そこでは「大炊助」とあつて、『義宣家譜』に引用する際に誤記したことがわかるし、また、文中終りの部分「於其元可被成御仕之旨被仰出、右之内被返進候」の「右之内」のつぎに「二居」の二字が書き落されてゐることが知られる。この二字があつた方がよいことは勿論であつて、細かな文字の異同(座と坐、島と嶋のごとき)はともかく、千秋文庫所蔵古文書によつて家譜や『御文書』所収の文書(これも見取り写しであつて影写ではない)を見直してみる必要があるであらう。

(三)そうはいつても、千秋文庫に所蔵され折帖に仕立てられてゐる文書、つまり江戸時代に家臣たちから提出された古文書のすべてが正文であつたわけではない。『佐竹文書目録』を見てもわかるように、案文もふくまれているが、一見、正文かと思われるものでも、そうでないものがあるから、気をつける必要がある。例えば、321号文書と418号文書とは(ともに九月十五日付西洞院時慶書状)、次頁掲載の写真を見てわかるように、内容も同じく、書体も酷似してゐて、同一の文書のように見えるが、ただ418号文書の方は321号文書にある追而書を欠き、切封墨引きも不自然で、恐らく321号文書を写したものであらう。前者は南家人飯田嘉七郎、後者は南家人匹田織部が献じたたと記されているが、文書がそれぞれ家臣の所有するところであつた理由も、考えてみるべき問題の一つであらう。

(四)前述したように、元禄から文化にかけて家臣から差し出され返却されずに佐竹家に伝来された古文書が千秋文庫に入ったと考えられるのであるが、現在千秋文庫に所蔵されている古文書が、かつて佐竹家が保管していた古文書のすべてではない。



321号文書



418号文書

昭和八年、史料編纂所が当時佐竹家に所蔵されていた、十月二日付佐竹義重書状、九月廿六日付佐竹義宣書状、八月廿二日付佐竹義宣書状、文禄四年十一月九日付佐竹義宣禁制などを影写して、前述『佐竹文書十』（『御文書』）を書写したものの末尾に合綴しているが、これらは現在千秋文庫には所蔵されておらず、史料編纂所で影写した後、他に流れたのであろう。また、現在、秋田県立秋田図書館に、AS 289 1の架番号で架蔵されている「天英公御書」には、千秋文庫所蔵の古文書に貼られていると同様の番号札^三が端裏に貼られており、矢張り端裏に「天英公御書 角館之士横塚久之丞献之」と朱書されている。従ってこれは、千秋文庫所蔵の古文書と同じく佐竹家に差し出されたもので、もともと一緒に保管されていたのが、何らかの理由で分離し、秋田県立秋田図書館に入ったのであろう。要するに、元禄から文化にかけて佐竹家に集められ、臨写の後もとの所蔵者に返却されなかった古文書の中、かなりの部分が佐竹家から千秋文庫に移り、幾分か分散したと見ることができであろう。

42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21

(寛永八年) 九月七日
 (寛永八年) 八月十五日
 (寛永八年) 九月七日
 (寛永八年) 十一月朔日
 (慶長四年) 極月廿九日
 (慶長四年) 後三月廿三日
 (慶長五年) 卯月廿一日
 (慶長五年) 九月三日
 (慶長五年) 十月五日
 (寛永八年) 閏十月廿四日
 (寛永二年) 十二月廿六日
 慶長七年 七月廿七日
 寛文四年 四月五日
 寛文八年 三月(十四)日
 (寛文六年四月十八日)
 寛文八年 六月二日
 (宝永元年四月十二日)
 (正徳三年) 四月
 四月廿八日

徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川秀忠書状
 徳川家光書状
 徳川家光書状
 徳川家光書状
 徳川家康知行充行状案
 徳川家綱知行充行状案
 覚(庶民節檢に関する通牒)
 覚(大名嫁娶に関する通牒)
 覚(商売物津留に関する通牒)
 覚(家綱廿五回忌法要に関する通牒)
 参詣之面々限之覚(同前)
 覚(同前)
 御香奠献上之覚(同前)
 諸家御祝儀饗応次第
 覚(端午重陽の祝儀に関する通牒)

一一二九
 一一二七
 一一三〇
 四一二
 一一三二

64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43

64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43
							(天正九年)						(天正十七年)		(永正二年カ)		至徳元年	観応二年	観応二年	正徳二年	正徳二年
極月廿一日	卯月五日	八月十九日	六月十一日	十二月四日	八月十六日	三月十四日	六月十一日	九月十九日	六月七日	五月朔日	六月七日	九月七日	六月七日	五月朔日	五月十一日	四月廿三日	九月十九日	三月廿日	十一月十一日	三月十八日	四月十一日
間部道三(元鑑)書状	北条高広(芳林)書状	武田信豊書状	武田信豊書状	武田勝頼書状	武田勝頼書状	武田勝頼書状	武田勝頼書状	小田氏治(天庵)書状	北条氏康書状	上杉定勝書状	上杉景勝書状	北条氏康書状	上杉定勝書状	上杉景勝書状	上杉景勝書状	高倉永慶書状	室町幕府御教書	足利直義御教書	足利直義御教書	足利直義御教書	德川家宣知行充行状案

一一一
一一二
一一三
一四
一一三三
一一三五
一一五九
一一六一
一一六〇
一一六二
一一六九
一一六八
一一七〇
一一七四
一一七一
一一七二
一一七三
一一七五
一一七六
一一七七

(天正二年)

九月二日	間部道三(元鑑)書狀
五月卅日	高倉永慶書狀
六月十九日	高倉永慶書狀
七月廿三日	飛鳥井雅胤書狀
六月廿九日	西洞院時慶書狀
六月廿九日	西洞院時直書狀
卯月十二日	曲直瀬玄朔書狀
八月十八日	曲直瀬玄朔書狀
十一月廿一日	曲直瀬玄朔書狀
十一月七日	日野輝資(知三)書狀
極月十一日	大僧正天海書狀
霜月廿九日	上杉謙信書狀
六月十八日	武田信玄書狀
八月七日	北条氏康書狀
卯月九日	佐竹義重書狀
九月十六日	慈尊院永願書狀
八月七日	足利藤政書狀
七月七日	德川頼房書狀
九月廿五日	德川頼房書狀
五月十一日	德川頼房書狀
九月九日	德川頼房書狀
二月八日	德川頼房書狀

一―五七

一―三六

六―五

130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119 118 117 116 115 114 113 112 111 110 109

(寛永十五年)

九月四日	結城晴綱書状	一七
八月七日	細川忠興書状	一四九
九月廿九日	細川忠興(宗立)書状	一四八
九月十四日	細川忠利書状	一五三
九月四日	細川忠利書状	一五二
二月十六日	細川忠利書状	一五四
五月廿一日	細川忠利書状	一五一
七月朔日	細川忠利書状	一五〇
十月十九日	細川忠利書状	
八月八日	細川忠利書状	
八月七日	細川忠興書状	
九月二日	細川忠興書状	
六月晦日	相馬利胤書状	一六四
六月六日	相馬利胤書状	一六三
六月二日	相馬利胤書状	一六五
七月朔日	相馬利胤書状	
正月廿三日	伊達晴宗書状	一四〇
三月三日	相馬義胤書状	
八月十四日	田村清顕書状	一六六
霜月八日	田村顕康書状	一六七
卯月晦日	最上義光書状	一七八
五月三日	宇都宮国綱書状	一八〇

一	一七七
一	一四九
一	一四八
一	一五三
一	一五二
一	一五四
一	一五一
一	一五〇
一	一六四
一	一六三
一	一六五
一	一四〇
一	一六六
一	一六七
一	一七八
一	一八〇

174 173 172 171 170 169 168 167 166 165 164 163 162 161 160 159 158 157 156 155 154 153

(元 和 七 年)	(元 和 七 年)	(元 和 七 年)	(寬 永 二 年)	(寬 永 二 年)	(寬 永 二 年)	(寬 永 二 年)	(寬 永 二 年)	(寬 永 二 年)	(寬 永 十 年)	(寬 永 十 年)	(寬 永 二 年)	(元 和 二 年 カ)	(元 和 二 年 カ)	(元 和 二 年 カ)	(元 和 二 年 カ)	(慶 長 十 四 年)	(慶 長 十 四 年)	(慶 長 十 五 年)	(慶 長 十 五 年)	(慶 長 十 五 年)	(慶 長 十 五 年)
十月 廿八 日	十月 八日	七月 三日	二月 十日	卯月 晦日	卯月 八日	正月 廿六 日	正月 廿五 日	九月 廿九 日	七月 二日	七月 廿三 日	極月 六日	五月 十五 日	霜月 十七 日	六月 廿四 日	正月 五日	十一 月廿 九日	九月 十八 日	九月 廿五 日	閏二 月廿 一日	五月 十三 日	
酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	酒井 忠勝 書狀	大久 保忠 隣書 狀

二二二	二二二	六二二	二二七	二一九	二一八	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二六	六一八	二一五	四一一	四一一	二二三	二二四	二二一	二二一	二一〇
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

218 217 216 215 214 213 212 211 210 209 208 207 206 205 204 203 202 201 200 199 198 197

(慶長十九年)
(元和二年四月)
(元和元年)

霜月廿一日	青山幸成書狀	二一三三
三月十九日	青山幸成書狀	二一三五
三月朔日	青山忠成書狀	二一三四
七月廿二日	青山忠俊書狀	二一三六
十月廿九日	内藤忠重書狀	二一四九
九月廿五日	嶋田利正書狀	二一五〇
極月 六日	嶋田利正書狀	二一五一
卯月 十九日	嶋田利正書狀	六一一
卯月 朔日	嶋田利正書狀	六一一
十月 四日	嶋田利正書狀	六一一
三月廿九日	嶋田利正書狀	六一一
十月廿五日	嶋田重次(以柏)書狀	六一二
極月 五日	嶋田重次(以柏)書狀	二一五二
卯月 十八日	嶋田重次(以柏)書狀	二一五三
三月十五日	嶋田重次(以柏)書狀	二一五三
十月廿八日	嶋田重次(以柏)書狀	二一五五
卯月 朔日	嶋田重次(以柏)書狀	二一五五
六月十八日	嶋田利正書狀	二一五五
六月 十日	嶋田利正書狀	二一五五
六月廿一日	嶋田利正書狀	二一五四
十一月十八日	嶋田利正書狀	二一五四
九月廿三日	嶋田利正書狀	六一二

240 239 238 237 236 235 234 233 232 231 230 229 228 227 226 225 224 223 222 221 220 219

		(寛永三年)					(元和九年)			(寛永三年)											
九月十九日	五月十一日	七月十日	霜月廿七日	極月五日	五月朔日	七月廿四日	九月十九日	十月廿七日	八月廿一日	十月四日	五月十四日	九月廿六日	七月五日	十月二日	七月三日	閏八月十五日	七月廿日	九月廿六日	十月廿七日	九月廿一日	霜月十九日
松平将監某書狀	松前慶広書狀	山岡景次書狀	加々爪忠澄書狀	伊丹康勝書狀	滝川忠征書狀	滝川忠征書狀	滝川忠征書狀	森川氏信(氏次)書狀	森川氏信(氏次)書狀	森川重俊書狀	古田重然書狀	嶋田直次書狀	嶋田直時書狀	嶋田直時書狀	嶋田直時書狀	嶋田直時書狀	嶋田直時書狀	嶋田直時書狀	嶋田利正書狀	嶋田利正書狀	嶋田利正書狀

二一七三	二一七二	二一六九	二一六八	二一六七	六一一四	二一六五	二一六六	二一六四		二一六三	二一六二	二一六〇						二一五九	二一五七	二一五八	二一五六
------	------	------	------	------	------	------	------	------	--	------	------	------	--	--	--	--	--	------	------	------	------

(寛永十五年)

正月八日
九月四日
極月十一日

渡辺宗綱書狀
竹田定宣書狀
大掾清幹書狀

南呂九日

真壁氏幹書狀

(天正十八年)

十月十七日
七月六日

真壁氏幹書狀
芦名盛隆書狀

(天正八年)

二月廿二日
六月廿八日
八月十九日

金上盛滿書狀
沢井重次書狀
梶原政景書狀

(天正十七年)

小春廿四日
二月十五日
八月五日

茂木治良書狀
和田昭為ほか一名連署狀
白土隆貞書狀

卯月廿五日
霜月十六日
七月廿九日

白土隆貞書狀
白土隆貞書狀
小質頼久書狀

五月一日

伊達輝宗書狀

五月十八日

伊達輝宗書狀

五月二日

伊達輝宗書狀

霜月廿九日
閏七月十三日
十月一日
正月九日

伊達成実書狀
小田氏治書狀
多賀谷重經書狀
芦名盛氏(止々齋)書狀

二一七四
二一七六
三一二〇
三一二二
三一二二
三一二五
三一二六
三一二七
三一二七
三一二八
三三三〇
三三三二
三三三五
三三三五
三三三四
六一九
四二二九
四一三〇
四一三〇
四一三四
四一三一
四一三二
四一三三
四一三六

284 283 282 281 280 279 278 277 276 275 274 273 272 271 270 269 268 267 266 265 264 263

(寛文五年カ)

六月廿一日	藤堂高虎書狀
十二月廿七日	藤堂高虎書狀
三月廿六日	藤堂高虎書狀
二月十九日	藤堂高虎書狀
十二月六日	藤堂高虎書狀
七月三日	黒田長政書狀
三月六日	黒田長興書狀
十二月十八日	大久保忠職(委任)書狀
後三月廿二日	安藤重信書狀
正月廿八日	安藤重信書狀
二月五日	安藤重長書狀
極月十一日	牧野親成書狀
六月七日	牧野忠成書狀
三月朔日	加藤嘉明書狀
十二月朔日	加藤嘉明書狀
十月廿七日	上野信孝書狀
正月廿日	上野信孝書狀
五月朔日	結城直政書狀
六月廿五日	結城直政書狀
十二月廿二日	結城直政書狀
七月廿六日	結城直政書狀
二月十三日	松平乘壽書狀

(寛文六年)

六月廿一日	藤堂高虎書狀
十二月廿七日	藤堂高虎書狀
三月廿六日	藤堂高虎書狀
二月十九日	藤堂高虎書狀
十二月六日	藤堂高虎書狀
七月三日	黒田長政書狀
三月六日	黒田長興書狀
十二月十八日	大久保忠職(委任)書狀
後三月廿二日	安藤重信書狀
正月廿八日	安藤重信書狀
二月五日	安藤重長書狀
極月十一日	牧野親成書狀
六月七日	牧野忠成書狀
三月朔日	加藤嘉明書狀
十二月朔日	加藤嘉明書狀
十月廿七日	上野信孝書狀
正月廿日	上野信孝書狀
五月朔日	結城直政書狀
六月廿五日	結城直政書狀
十二月廿二日	結城直政書狀
七月廿六日	結城直政書狀
二月十三日	松平乘壽書狀

(元和二年)

八月廿八日 前田利常書狀

十月廿七日 松平定綱書狀

正月八日 蒲生忠郷書狀

十二月十一日 蒲生忠郷書狀

二月廿一日 松平信綱書狀

十一月十二日 榑原忠次書狀

六月四日 島津家久書狀

三月八日 島津光久書狀

霜月十日 伊達忠宗書狀

三月廿八日 松平信綱書狀

八月十六日 結城直矩書狀

正月五日 鍋島光茂書狀

七月十三日 黒田光之書狀

七月二日 松平乘保書狀

七月十六日 板倉重宗書狀

五月十六日 鍋島勝茂書狀

二月十四日 井伊直孝書狀

八月廿八日 蒲生秀行書狀

閏八月廿六日 岩城宣隆書狀

十二月六日 小笠原政信(忠貴)書狀

極月九日 遠藤慶隆書狀

五月廿七日 伊東政世書狀

一一八二

六一三五

六一一三

六一二八

六一三三

六一三四

六一二九

(文化十二年)

(慶長七年)

(天正十三年)

(慶長十四年)

五月三日

本多正純ほか四名連署状

(明暦三年)

十二月十八日

本多正信ほか一名連署状

二月六日

稲葉正則ほか三名連署状

六月十六日

岩城重隆書状

(天和三年)

六月十六日

岩城重隆書状

十月十一日

稲葉正則書状

八月廿四日

稲葉正則書状

十一月廿九日

岩城宣隆書状

正月十三日

岩城宣隆書状

九月廿四日

岩城宣隆書状

十月 日

藤堂正明書状

二月廿九日

神尾左兵衛書状

十一月三日

吉田兼連書状

八月廿八日

吉田兼連書状

(寛文三年)

七月廿六日

酒井忠清ほか二名連署状

(享保八年)

十一月廿二日

安藤重行ほか二名連署状

七月二日

牧野忠精書状

六月五日

岩堀氏房書状

四月十二日

加々爪甲斐守ほか六名連署状

林鐘廿四日

佐竹義昭(源真)書状

十月一日

佐竹義重書状

霜月十日

佐竹義重書状

四一六
四一五
四一七

372 371 370 369 368 367 366 365 364 363 362 361 360 359 358 357 356 355 354 353 352 351

(天正十三年)

五月十六日

佐竹義重書狀

四一七

八月十六日

佐竹義重書狀

四一六

霜月廿日

佐竹義重書狀

四一三七

六月九日

佐竹義重書狀

四一三八

霜月二日

佐竹義宣書狀

四一八

六月廿六日

佐竹義宣書狀

四一九

二月八日

佐竹義宣書狀

四一〇

十月七日

佐竹義堅書狀

四一一〇

正月十八日

佐竹義宣書狀

四一一〇

五月十八日

佐竹義堅書狀

四一一〇

七月十一日

佐竹義苗(義林)書狀

四一一〇

二月七日

佐竹義苗(義林)書狀

四一一〇

九月十五日

佐竹義苗(義林)書狀

四一一〇

太武十日

某覺書

四一一〇

三月十九日

佐竹義道書狀

四一一〇

八月六日

佐竹義實書狀

四一一〇

霜月四日

佐竹義實書狀

四一一〇

七月廿四日

佐竹義慰書狀

四一一〇

八月六日

佐竹義慰書狀

四一一〇

九月十日

多羅尾光雅書狀

四一一〇

九月十日

高倉永慶室自性院書狀

四一一〇

九月十日

宝寿院書狀

四一一〇

(寛文二年)

九月十日

高倉永慶室自性院書狀

四一一〇

(寛永十年)	十月十五日	梅津憲忠書狀	三一三三
	二月十四日	梅津半右衛門某檜山給人等目錄	三一五二
	三月四日	梅津半右衛門某書狀	
	四月二日	岡谷伊織ほか八名連署御口上書	三一三一
	正月廿一日	戸村八郎ほか四名連署狀	三一五一
	十六日	民部卿書狀	二一七一
	極月八日	石川正次書狀	
	廿九日	尼カウサウス書狀	一一一五
応永十一年	八月三日	越中守護代遊佐長護遵行狀	三一二九
	七月廿三日	左衛門□某書狀	一一八四
	五月十七日	清光書狀	
(慶長十九年)	十月三日	本多正信ほか二名連署狀	
	三月十九日	津輕信政書狀	
	五月三日	某書狀	
(応永十一年)	十月七日	道秀・道宗連署狀	一一一六
	二月廿二日	光円書狀	
	六月十二日	嶋田利正書狀	
	七月十一日	某書狀	
	二月十七日	貞雄書狀	
寛文六年	十二月廿八日	口宣案	四一三九
(元和元年)	正月十二日	屋代秀正書狀	
	極月五日	神尾元珍書狀	

416 415 414 413 412 411 410 409 408 407 406 405 404 403 402 401 400 399 398 397 396 395

(延宝二年)

六月十四日	黒田長重書狀
極月廿九日	黒田長重書狀
正月十一日	黒田長重書狀
五月九日	松平綱隆書狀
五月廿九日	松平綱近書狀
十月八日	松平綱近(綱周)書狀
正月十日	松平近栄書狀
五月九日	松平近栄書狀
六月朔日	松平近栄書狀
十一月十八日	松平近栄書狀
正月十三日	松平直能書狀
五月十日	松平直能書狀
十月八日	松平直能書狀
十一月廿日	松平直能書狀
正月十日	藤堂高通書狀
五月廿九日	藤堂高通書狀
十月八日	藤堂高通書狀
十月廿三日	藤堂高通書狀
十月八日	小笠原長祐(長治)書狀
正月八日	小笠原真方(長高)書狀
十月九日	小笠原真方(長高)書狀
正月十日	神尾元清書狀

寛文九年

九月 吉日
九月十五日
三月廿七日
三月廿九日
九月 四日
十一月 三日

久保正意書状
西洞院時慶書状
妻木彦右衛門書状
妻木彦右衛門口上覺
北条氏長書状
梅津忠雄書状

六一三三